

平成27年5月25日

各位

株式会社紀陽銀行

「創業者支援総合スキーム」の取扱開始について

株式会社紀陽銀行（頭取：片山博臣）は、平成26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生に向けた事業性分野の取り組みの一つとして、地域の創業者（創業予定者を含みます）に対する総合的な支援を目的として、「創業者支援総合スキーム」の取り扱いを開始いたしました。（1）創業者向け融資商品である「紀陽創業者支援ローン」の取り扱い、（2）日本政策金融公庫（総裁：細川興一）との協調融資の取り扱い、（3）和歌山県および和歌山市中小企業融資制度における創業関連資金の低金利での融資取り組みを総称して「創業者支援総合スキーム」として取り扱います。

地方創生において、地域金融機関の積極的な関与が期待されているなか、当行は、地域における新たな事業や雇用を創出する創業への支援を通じ、地方創生に積極的に関わることにより地域活性化に寄与して参ります。

記

1. 「創業者支援総合スキーム」について

（1）紀陽創業者支援ローンの取り扱い

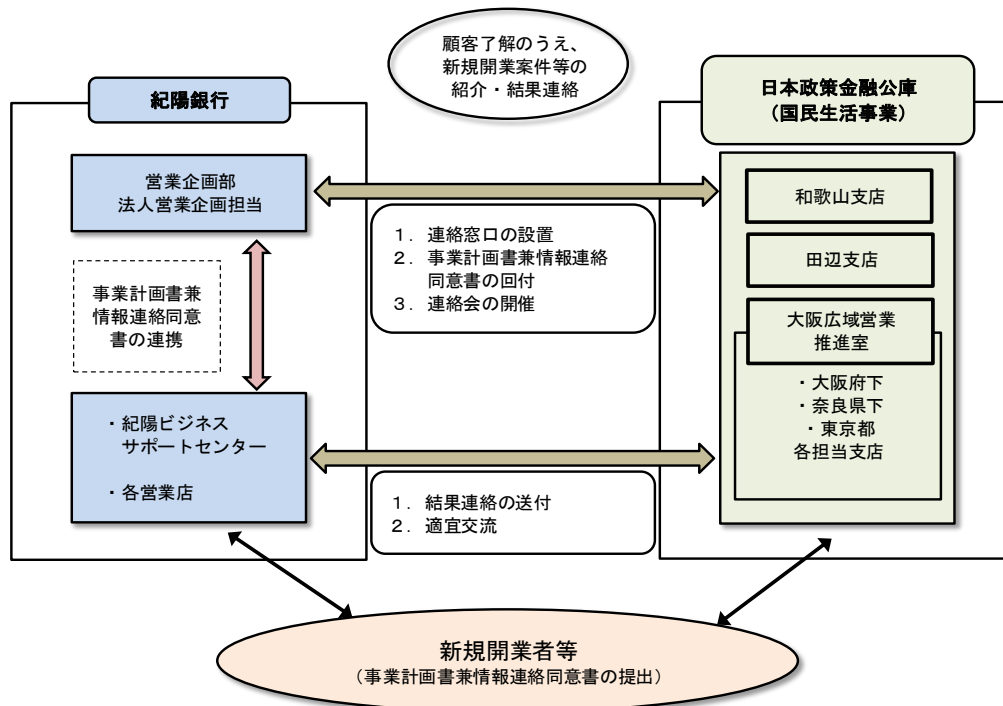
＜商品概要＞

商品名	紀陽創業者支援ローン
対象者	①事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する、あるいは会社を設立して事業を開始する、具体的な計画を有する方。 ②事業開始後または会社設立後5年以内で、事業を拡大する具体的な計画を有する方。 上記①または②に該当する方で、経営革新等認定支援機関の支援を受け、事業計画書の提出が可能な方を対象としています。（必要に応じて、事業計画策定のサポートを行います。）
融資限度額	1,000万円以内
適用金利	<u>1.20%</u> （固定金利）※当行創立120周年を記念した取り組みです。
融資期間	5年以内（6ヶ月の据置可）
担保・保証人	個別のご相談に応じます。

（２）日本政策金融公庫との協調融資の取り扱い

当行と日本政策金融公庫で連携して創業者を支援いたします。必要な資金について、当行の「紀陽創業者支援ローン」と日本政策金融公庫の融資商品を用いて協調融資に取り組みます。

＜協調融資取り組みについての連携スキーム＞



（３）和歌山県および和歌山市中小企業融資制度における創業関連資金の低金利での融資取り組み

①和歌山県中小企業融資制度の新規開業資金（創業枠及び創業サポート枠）

②和歌山市中小企業融資制度の起業家支援資金

上記①及び②について、それぞれご利用いただきやすい金利設定とし、低金利にて取り組みます。適用利率は、共に「０．５０％（固定金利）」となります。

２．取扱開始日

平成２７年４月２７日（月）

３．取扱期限

（１）紀陽創業者支援ローン、及び（３）和歌山県および和歌山市中小企業融資制度における創業関連資金の低金利での融資取り組みについては、平成２８年３月３１日までの取り扱いとし、平成２８年度の融資制度の改定に併せて、商品の見直しを行います。

以 上